

九州大学文学部蔵本『悉曇十二通切紙』の「連声」 について

蛭沼, 芽衣

日本学術振興会 : 特別研究員(DC2) | 九州大学大学院人文科学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/26948>

出版情報 : 語文研究. 113, pp.1-16, 2012-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

九州大学文学部蔵本『~~サ~~十二通切紙』の 「連声」について

蛭 沼 芽 衣

1. はじめに

九州大学文学部所蔵の文庫のひとつに「松濤文庫」がある。これは、松濤泰巖九州大学名誉教授によって昭和二年に寄託されたもので、蔵書は九州大学と北九州大学に分置されている。松濤文庫に収められる蔵書の多くは仏教関係書であるが、辞書・叢書・書画なども含まれ、総じて四千点以上にのぼる。この中に悉曇学書も五十点ほどある。本稿では、このうち『~~サ~~ (siddham) 十二通切紙』についてとりあげ、ここに現れる「連声」について考察する。

国語学で「連声」といえば、一般的に次のような現象を指す。

- (1) a. 屈惑 kut - wak → kutwak 「クツタク」
- b. 因縁 in - en → innen 「インネン」
- c. 三位 sam - i → sammi 「サンミ」

舌内入声音 (t) および舌内鼻音 (n)・唇内鼻音 (m) の後のア行・ヤ行・ワ行の音が、それぞれタ行・ナ行・マ行の音に変わる現象のことである。この連声という用語は、悉曇学に見られる「連声」からきたものであるといわれている。

悉曇学とは、仏教経典の原語であるサンスクリット（梵語）に関する学問である。梵語にも *saṃdhi* と呼ばれる規則があり、しばしば「連声」と訳されることがある。しかし日本悉曇学で扱った「連声」は、それとはまったく異なるもので、梵語とそれに宛てられた音訳漢字との関係をまとめたものである。これは、台密（天台宗系の密教）で四種類、東密（東寺に伝わる真言密教）で二種類にわけられる。

台密の四種の連声は、平安時代中期に安然によって立てられたものであるのに対し、東密の二種の連声は鎌倉時代末期ごろから見られるようになるが、どのような過程で誰によって成立したものか、明らかになってはいない。『悉曇十二通切紙』に見られる連声は四種連声の系統ではあるが、二種連声の成立を

考える上での、ひとつの示唆を与えるものとして興味深い資料であると言える。

また、本書には『悉曇十二通切紙』の後に『十八章秘伝』と題されたものが続いている。これは諸本もほとんどなく、研究がまったくなされていない。ここには『悉曇十二通切紙』とは異なり東密の二種連声の系統の語が見える。その解釈も一般にいわれるものとは少々異なっており、考察の余地があると思われる。

2. 『悉曇十二通切紙』について

本論の資料について、簡単に説明する。なお、書誌情報や資料本文など、詳細については蛭沼（2012）を参照されたい。

九大本『悉曇十二通切紙』の外題は、『~~阿~~十二通切紙 全』と記されるが、構成は『~~阿~~十二通切紙』と『十八章秘伝』とが合綴されたものとなっている。

まず、前半の『~~阿~~十二通切紙』について、『悉曇十二通切紙』や『悉曇十二通切紙大事』などの名で、現存する諸本も多く、馬淵（1984a）によると室町時代から江戸時代にかけて広く流行していたもののようである。諸本のうち最も古い奥書は、叡山文庫真如蔵の江戸初期写本の「元亨三年十月一日於上州浄法寺書校」であり、これに従えば元亨3年（1323）以前の成立となる。「切紙」であるからか、諸本の各項目や順序は諸本によって異なる。(2)に九大本に見える項目を挙げる。

(2) 九大本『悉曇十二通切紙』 目次

- 第一通 (相通)
- 第二通 三内空点ヲ借り名事
- 第三通 三内喉内涅槃点之事〔カキケケコノ内クキノ二音ヲ用〕
- 第四通 三内各別之相通
- 第五通 秘訣
- 第六通 秘密
- 第七通 連声之事
- 第八通 (五韻大事)、横豎相通
- 第九通 摩多之異形
- 第十通 (直音拗音事呉漢不同事)
- 第十一通 四種ノ相承
- 第十二通 十不可事

九大本は江戸時代の写本である。識語に「右十二通雖為別紙為不紛失一冊ニ記之 承応式歴初秋吉辰 求主實源」とあり、この後に『十八章秘伝』が続く。

『十八章秘伝』は、目録類によると吉祥院南溪蔵に一本見えるのみである。奥書に「本云右甚良房来栄法印^{高野山}ニ所授之者也 時天正廿歴^辰卯月三日」とあるので、成立は天正20年（1592）よりやや遡ると考えられる。「十八章」とは、悉曇文字の造り方（切継ぎ）を、18の項目に分けて説明したものである。18項目の内容はそれぞれ異説もあるが、多くは唐の智広選『悉曇字記』に倣っている^(注2)。本書も『悉曇字記』と同じ順番と種類からなるが、『悉曇字記』が字形のみを説明したものであるのに対して、『十八章秘伝』では字の造り方と共にその宗教的解釈を説明している。

3. 悉曇学における「連声」

3.1. サンスクリットの音韻体系と文字体系

悉曇学は、経文の原点の言語、つまりサンスクリット（梵語）に関わる研究であるが、日本では特に悉曇文字（いわゆる梵字）の形・音・義を説く。そこでまず、サンスクリットの音韻体系を簡単にみておく。

(3) a. 阻害音及び調音位置を同じくする鼻音（五句声）——空点^(注3) (ṁ)

ka	kha	ga	gha	ṅa
ca	cha	ja	jha	ṅa
ṭa	ṭha	ḍa	ḍha	ṅa
ta	tha	da	dha	na
pa	pha	ba	bha	ma

b. 半母音及び摩擦音（遍口声（八字））——涅槃点 (h)

ya	ra	la	va
śa	ṣa	sa	ha

子音の数は33であるが、他に特殊な子音として、語頭には立たない音であるヴィサルガ (h) とアヌスヴァーラ (m) がある。ヴィサルガは普通の h 音で、舌は直前の母音の位置を保つ。アヌスヴァーラは、五類声の閉鎖を作る鼻音とは異なり、口腔内に閉鎖を作らない鼻音である。悉曇学では伝統的に、これら33の子音を調音方法によって「五句声」と「遍口声」の二種に大別する。

また、母音は次の14あり、短母音と長母音に分けることができる。r, r̄, l, l̄ は母音的な r や l の音で、悉曇学では母音字を「摩多」と呼ぶが、r・r̄・l・l̄ を摩多から除いて、これらを「別摩多」と区別することがある。

- (4) a. 短音：a i u r l
 b. 長音：ā ī ū r̄ l̄ e ai o au

子音字は常に母音 a を伴い、a 以外の母音である場合、各母音の記号が子音字に結合することで表される。母音が独立体で現れるのは、語頭のみである。複数の子音が連続するときは、子音字の一部同士を結合させて一字にする。

- (5) 𑖀 + 𑖡 → 𑖡𑖀 𑖢 + 𑖣 → 𑖣𑖢
 k- -na kna m- -pa mpa

このように文字のパーツ（半体）同士を組み合わせることを悉曇学では「切継」といい、この切継ぎの方法は悉曇学で大きな関心事の一つであったようである。

3.2. 悉曇連声説

仏教とともに梵語による経典が中国に伝わり、盛んに漢訳されていくようになる。特に固有名詞や真言・陀羅尼といったものは、意識されずに漢字に依る音訳がなされた。だが、漢語と梵語とでは文字や音節の構造が異なるため、音写する際に様々な工夫が必要であった。その一つが漢字の韻尾を活用するという方法である。

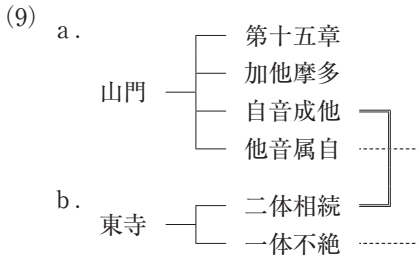
- (6) a.

	s	a	t	v	a
印度	𑖀		𑖡		
中国	薩-t		埤		

 b.

	s	a	t	k	a
印度	𑖀		𑖢		
中国	薩-t		得-k		迦

(6a) では、satva という音列に対して、梵字では全て母音ごとに区切って「sa-tva」と表記し、それを中国では「sat-va」と切って漢字を宛てている。一方 (6b) は後続する子音を鼻音・入声韻尾で写し、その音に対して改めて一字を与えている。(6a, b) とともに、後続する子音が必ずしも漢字の韻尾で表せる -m・-n・



この自音成他・二体相続と他音属自・一体不絶の連声がどのようなものか、江戸時代に広くおこなわれた澄禅の『悉曇連声集』をもとにみしてみる。

(10) 『悉曇連声集』 (1668)^{註6}

- a. 山門四種ノ連声ノ中チ、**自音成他**ト云ハ者、数字書連タル時キ、上ノ字ヲ云他ト、下ノ字ヲ云自ト也。下ノ自ノ字ノ音ハ、上ノ他ノ字ノ音ニ読セ空涅槃点ヲ、読ム自カ声ヲ、故ニ自音成他ノ連声ト云フ也。**是レハ東寺ノ二体相続ト同ナリ也。**
- b. **他音属自**ト云者、自他ノ分別ハ如前ノ。数字書連タル時キ、下ノ自ノ字ノ声ハ、属シテ上ノ他ノ字ニ、而シテ上ノ他ノ字ニ読テ空涅槃ノ音ヘヲ、下ノ自ノ字ハ不読自ノ音ヲ、故ニ他音属自声ノ連声ト云也。**是レハ東寺ノ一体不絶ト同ナリ也。**

自音成他（二体相続）は、二字目の字頭の子音を上の字の韻尾に加え、さらに下の字の声母としても用いられるというもので、一字目の韻尾と二字目の声母とで音が重なる構造になっている。これに対して、他音属自（一体不絶）は、二字目の字頭の子音を上の字の韻尾で宛て、下の字の声母としては用いられないという構造をもつ。

(11) a. 自音成他（二体相続） (⇒ (6b))

Ꞥ ꞥ
 va - jra
 h ꞥꞥ
 r
 囉 日羅 (ハシツラ)

b. 他音属自 (一体不絶) (⇒ (6a))

ㄏ ㄏ

sa - rva

h $\begin{matrix} \uparrow \\ \downarrow \end{matrix}$

×

薩 𑖦 (サツハ)

台密の四種連声は、元慶四年(880)に天台宗僧侶安然の著した『悉曇藏』によってまとめられた連声説である。一方で東密の二種連声は、いつ誰によって打ち立てられたというものではなく、馬淵(1984c)によると、おおよそ鎌倉時代末期に「二種連声」という体系として現れるようになったものであり、その成立過程については明らかになっていない。

4. 『悉曇十二通切紙』の連声説

4.1. 十八章秘伝

先に『十八章秘伝』の連声について見てみる。先にも述べたとおり、悉曇文字の切継法を『悉曇字記』の十八章に倣って説明するものである。

本書で「連声」の語が見られるのは、第十五章・第十六章・第十七章である。特に、第十五章と第十六章に「二体相続」「一体不絶」という、東密の二種連声に用いられる用語が用いられている。奥書にも「高野山甚良房」とあるので、東寺の系統であることは間違いなさそうである。

(12)『十八章秘伝』

- a. 一、第十五章ハ(…)空点ノ三内ノ沙汰ウヌム、ウハ口内、ヌハ舌内、ムハ唇内、此三内菩提也。ㄏアウキヤトカナヲ付コト、アハ元来ㄏ字ノモチタル韻キ也。(…)ウハ口内ノハネ字也。是ヲウハネト云也。(…)以下皆以如此。又ウハ連声ノ心モアリ。連声ニ二種アリ。二体相続、一体不絶ト云。今ハ二体相続ノ心也。下ノㄏ字ヲ捨不シテ其儘上ヘウノカナヲホドコス也。又一体不絶トハ下の字ノ声ヲ上ニ施シテ、我カ自ノ声ヲヨマヌヲ云也。
- b. 一、第十六章ハ智理の理也。(…)第十五、十六ノ二章ヲ智理ノ而二門ト云也。理ハ涅槃也。フツクチキ^{唇 舌 口 舌 口}ノ三内ヲ沙汰ス。クキハ口内、(…)キリ^{キリキリイ}、下ノㄏハキリ字也。カキリトカナヲ付コトナレトモ、キリト付ルコトハ、キニモリニモイノ韻キアル故ニ上ヘイ字ヲ施ス程ニ、カイヲ反セハキトカヘル故ニキリト付ル。サラハキ、リト付コトナレトモ没上ノ連声ノ法也。

キ、リト云へハ、カシマシクキ、ニクキ心有故ニ上ノキョーッ畧シテキリト付ル(…)是ハ一体不絶ノ連声也。又二体相続ノ連声モ此内ニアリ。

(12a) では、𑖅 (nka) の読み方である「アウキャ」の「ウ (ŋ)」を、「𑖅 (ka)」に関連する連声の要素(空点)として扱い、「𑖅」が消えずに残るため、二体相続の連声であるとしている。

(13)

n̄	ka
↑	
アウ	キャ

これは、(11a) の例「𑖅 (jra)」一字に「日羅」と宛てるのと同じ理屈のように見える。しかし、この鼻音は、十五章の字頭に必ず備わっているもので、連声によって添えられたものではない。なお、台密の四種連声にある「第十五章声」は、この第十五章に関する連声である。ただし、これは第十五章の字が別の字の下に付いた時の連声(注7)を説明したもので、第十五章の一字内でこのように解釈する例は稀である。

次に第十六章は、子音字に母音 r̄ を切継ぐ方法を説明する。母音の切継ぎを説明するのはこの章のみである。ところが(12b)では、十五章を鼻音(空点)系列と捉え、それに対して第十六章を入声(涅槃点)系列のもののみなしているようである。ここでは、「𑖅 (kr)」の慣用音「キリ」にいたるまでの、読み方の変遷の過程を一体不絶の連声と言っているようである。

(14) ①カキリ → ②(カイキリ) → ③キキリ → ④キリ

特に③から④の過程で「キ」の一つが姿を消し、口(喉)内涅槃点に含まれるキのみになるため、一体相続とみなしていると思われる。ただし、これも「キ」は初めから頭子音(k)として備わっており、連声によって添えられたものではない。また、この章は「子音+r̄」を扱うものであるため、(14)のような説明では成り立たない字も多数存在することになろう。いずれにせよ、第十六章に連声を用いるという方法は、あまり他に例を見ないものである。

また、連声の法を音訳漢字を通さず、たとえそれが音訳漢字によるものでも梵字の読み方である仮名を、直接用いるという説明の方法も珍しいものといえる。このように、梵字や漢字から離れた仮名に対して、「連声」などの伝

統的な概念や解釈を用いたことによって、漢語を含む日本語の様々な語にまで、悉曇学の概念を持ち出して説明できるようになったのではないかとも考えられるが、詳しい考察は別項に譲りたい。^(注8)

4. 2. 悉曇十二通切紙

次に『悉曇十二通切紙』について見てみる。連声について述べている箇所は、「第七通 連声之事」である。

(15) 『悉曇十二通切紙』(1323)

悉曇十二通切紙之大事 第七 連声之事

先相通者、一字ニ読多音ヲ。内叔外叔同内異内ノ横堅有之。所謂カキケケコノ一行ノ内ノ相通ヲ名内叔相通ト。別ノ行ノ相通ヲ名外叔相通ト。口内ト口内ト相通スレハ、名同内相通ト也。喉内ト舌内ト相通スルカ、名異内相通ト也。ㄱ ㄴ 相通、ㄷ ㄸ ㅌ ㅍ 四音相通、ㅃ ㅅ 相通、ㅈ ㅊ 相通ハ、ㄹ ㄹ 相通ハ、ㄷ 堅相通横相通ハ ㄱ ㅌ 初四相通也。如此之類多之。余字准之。連声ト者、不打空点ヲ、読空点ヲ、不打涅槃点ヲ、読涅槃点ヲ。

連声に有兩種、自音讓他、他音属自、龜趺冥密、音便不音便等也。

	ㄷ ㄴ	党迦	喉内	ㅌ ㅍ	洛迦	喉内
大空連声	ㅃ ㅅ	安那	舌内	ㅈ ㅊ	薩多	舌内
	ㅃ ㅅ	三摩	唇内	ㅈ ㅊ	騷縛	唇内

ㄱ ㅌ ㅃ ㅅ 是自音讓他之連声也。ㄷ ㅃ 是 他音属自連声也。龜趺冥密ノ三内ヲ尋ルヲ云音便。押ヘテ連声相通スルヲ云不音便ト也。拗音直音之二儀

ㄱ	直	拗音	ㅌ	直	塩梅	拗音	ㅃ	塩梅
ケ			ケ					
キ			キ					
カ			カ					
ケ			ケ					
コ			コ					

右連声相通梗概任ス師伝ニ委細可有口伝。

先に(2)に挙げた項目から、本書がしばしば「相通」に触れていることがわかる。(15)でも前半はこの相通の話である。「相通」は、中世以降、悉曇学書だけではなく、様々な分野の研究書に頻繁に見られるようになるものである。多くの場合、同じ子音もしくは同じ母音を持つもののことを指すが、同一子音であることのみを言う場合もあるようである。これに対して同一母音をもつものを連声と称すこともあり(注8参照)、本書も相通と並んで「連声」が出てくるため、後者の考えに依るもののようにも見える。しかし「相通」を、一字に

複数の読み方を持つ場合の、その関係を説明するものとみなし、「同一行内（子音を同じくする）の関係である場合は内叔、異なる行どうしであれば外叔」と述べるように、必ずしも子音を同じくする場合のみに限らないようである。また「連声」も「空点を打たずに空点を読み、涅槃点を打たずに涅槃点を読む」というのは、悉曇学の連声と同じである。

ここで、「自音讓^(註9)他」「他音属自」という、台密の四種連声の用語が用いられている。これらの連声をどのようなものとして捉えているか説明されていないが、自音讓他の例に「𑖀𑖩 (si-ddham)」を、他音属自の例に「𑖀𑖩 (na-mo)」を挙げる。しかし『悉曇連声集』では、「𑖀𑖩 (si-ddham)」は他音属自の用例として、「𑖀𑖩 (na-mo)」は自音成他の用例として挙げられているというように、本書と逆である。「委細口伝有るべし」として、これ以上の説明もなく、またこれらの用例に読み方や漢字も振られていないので、何を意図しているのかこれ以上は明らかにすることはできないが、もし「自音讓他」「他音属自」を(11)と同じ解釈であるとしたら、「𑖀𑖩 (na-mo)」を他音属自の例とするのは不可能と思われる。「相通」と共に現れるところから考え併せると、これは一般的な連声とは少々異なる可能性もある。

4.3. 二種連声の成り立ち

『悉曇十二通切紙』に見える連声は、台密系のものであったが、台密には四種類、つまり「第十五章」「加他摩多」「自音成他」「他音属自」という連声があるのだが、ここでは「自音讓(成)他」「他音属自」の二つしかみえない。このことがどのような意味を示すのか考察してみる。3.3節でも述べたように、自音成他は二体相続と、他音属自は一体不絶と、同一視されることがある。『悉曇十二通切紙』の連声が、この二種連声と関わる二つであることは大変興味深いことである。

二種連声は四種連声のように、初めから体系的に存在したものではない。だが、「二体相続」「一体不絶」の語自体は古く、これらが初めて現れるのは『悉曇字記』の注釈書である。

(16) 『悉曇字記』(唐 8C末 智広)

第十八章^(註10)

或異体字重之即連声合呼^{謂悉多羅等是也}。

或兩字聯声、文形其後、声彰其前^{如𑖀𑖩𑖩𑖩三合等字、似云𑖀𑖩𑖩等也}。

(20) 『悉曇字記創学鈔 第五』 (1360)

東寺諸伝依字記并林記意、立二種連声^{当第二}。一、二体相統連声^{或説}。二、一体不絶聯声^{当第六}也。山門依八卷蔵、立四種連声。一、第十五章声。二、加他摩多声。三、自音成他声。四、他音属自声也。第二、第三撰第二或説。第一、第四撰第六或説也。

馬淵 (1984c: 80) では、これを「東寺二種連声というものはあったけれども、まだ学問的な組織をもっていなかった」ためとしている。しかし、これより少し前に根来寺で成立した『悉曇初心鈔』(1320)には四種連声のみで二種連声が見られなくなることから、二種連声は鎌倉末期ごろに発生したものであろうと考えられている。

『悉曇十二通切紙』はちょうどこの頃に位置している。鎌倉末期になると四種連声の欠陥を批判するものも現れ始め、(19)でも「此の如く一々の建立不審繁多の故、八種連声等依て用ふべからず」と述べる。二種連声を建てる側は、(21)などの四種連声における以下のような問題点を指摘し、より整った体系として「二種連声」を造り出した。この二つはサンスクリットの漢訳法として最も用いられた方法である。

- (21) a. 十五章声は他音属自 (一体不絶) の一種として捉えることができる
b. 加他摩多声の解釈が捉えにくい
c. 他音属自を「他音を自に属す」と読めば、「自・他」が自音成他と異なるし、自音成他の「自・他」と同じと考えるには解釈が成り立たなくなるといふ名称の不備がある (自・他については (10) 参照)

『悉曇十二通切紙』の成立時期や、二種連声の成立過程から、本書に現れる連声が「自音讓 (成) 他」「他音属自」の二つであるのは、二種連声の成立と関わりがあると考えられないだろうか。元々連声の意味を持たない『悉曇私記』の用語を用いて、わざわざ二種連声の体系を造るより、既存の四種連声の体系から必要なものだけを取り出せば、取り敢えず連声説を整えることが可能である。だが四種連声には欠点が多数あり、自音成他・他音属自にも (21c) のような問題が残っている。一方で『悉曇字記』の注釈を中心に、「二体相統」「一体不絶」と四種連声の「自音成他」「他音属自」とが結びつけられるようになった。そこで自音成他・他音属自に二体相統・一体不絶が取って代わり、「二種連

声」として確立していったのではないかと考えられる。^(注1)

5. おわりに

本稿では、九大蔵『**㊦**十二通切紙』を基に、そこに記される連声説から二つの可能性を提示した。

- (22) a. 『十八章秘伝』のように、仮名で書かれた読み方を連声という語で説明することから、漢語を含む日本語の様々な語にまで、悉曇学概念を持ち出して説明できるようになったのではないか
- b. 『悉曇十二通切紙』のように、四種連声のうち「自音成他」「他音属自」のみを取り上げる方法は、二種連声の成立の原形と考えられるのではないか。

『**㊦**十二通切紙』には『悉曇十二通切紙』と『十八章秘伝』とがまとめられているが、それぞれに見える連声の用語が、四種連声のものと二種連声のものというように異なっていた。もとは別々の本であったためとも考えられるが、台密の四種連声と東密の二種連声が一冊に併記されているようなものは、中世中期から見られる。このような形態がどのようにして起こったのか、馬淵和夫(1984c: 72)では次のように推察している。

- (23) まず東寺の連声というものが成立し、それに対して安然の『悉曇藏』のなかからそれに相当するものとして、「安然所立四種連声」というものをさがしだして、つけくわえ、のちにこれを「山門」として「東寺」と対立的にかんがえる様になった

四種類の連声が平安時代、安然によって提示されるが、これが「四種連声」というひとつの体系として捉えられるようになるのは、鎌倉末期以降、東密に「二種連声」が確立してからであったということである。これは、同一の本の中で二つの説が同時に説明されているものなので、本書の場合とは等しく語れないかもしれないが、少なくとも同じ宗門で二つの異なる説が行われていたという点では同じである。本書の書写が江戸時代初期に行われたことを考えれば、特に不思議なことではない。しかし本稿では、これらを別々の系統とは捉えずに、『悉曇十二通切紙』も東寺の系統と捉えてみることで、二種連声の成立に関

して新たな可能性を指摘した。

『悉曇十二通切紙』は、いずれの手によって成ったものか定かではないが、高野山においてもひろくおこなわれていたものようである。ここに現れる連声が「自音成他」「他音属自」のみであることは十分注目に値する。特に(15)に見える例「^{タウキヤ}ㄱ ㄷ 党迦」は、「第十五章」で説明されるべきものである。それにもかかわらず「第十五章」などの語が見えないというのは、やはり何らかの意図があると考えられるべきではないか。不必要なものを除外し残されたものが、後に二種連声を構成する「二体相統」「一体不絶」と同じであると考えられている「自音成他」「他音属自」であることから、このような形態を二種連声の原型と推測したのである。ただ、この自音成他・他音属自がどのような内容であるのか、明らかでないのは大変残念である。上記のような推測は、同時代の悉曇学書などに見える連声の記述とともに、なお検討する必要があるかと思われる。

また、室町時代末に成立したと見られる『十八章秘伝』では、第十五章と第十六章に東密の二種連声の語が現れる。四種連声に「第十五章」の連声があるため、第十五章で連声を扱う『悉曇字記』の注釈書は多いが、一般的には、ある字に第十五章で造られた字が続いた時の連声の法を説明する。しかし本書の解釈はこれらとは異なり、第十五章の字のみを対象にその読み方との関係を説明している。また、十六章に連声が現れるのは珍しく、その解釈も音訳漢字から完全に切り離され、「読み仮名」の中だけで説明するという、あまり他に例を見ない方法が用いられていた。

日本語学で一般的に言われている連声の現象((1))に対して「連声」と呼ぶようになった経緯などは明らかになってはいない。しかしこの点について、本書のように仮名に対して直接「連声」という伝統的な概念を使用する方法が、なにか関係があるのではないかと考えた。だが、このような方法を持つ例をまだ他に見出していないので、悉曇学書のみならず、中世末～江戸時代にかけての韻学書、歌論書、仮名遣い書などさまざまな研究書を細かく見ていくことで、より詳しい考察をすすめていくべきであると考えている。

(注1) () 内にいれたものは、本文に表題はないが、その内容から諸本(馬淵 1984b: 694)の目次を参考に、便宜的に仮に付けた題である。

(注2) 18項目の内容は以下の通り。

初章：文字の合成がなく、体文(子音)に摩多の点画をかける ㄱ (ka)
ㄱ (ki) …

第二章：体文各字に ㄱ (-ya) を切継ぐ ㄱ (kya) ㄱ (kyi) …

第三章：体文各字に ㄱ (-ra) を切継ぐ ㄱ (kra) ㄱ (kri) …

第四章：体文各字の下にㄹ (-la) を切継ぐ ㄱ (kla) ㄴ (kli) …
 第五章：体文各字の下にㅅ (-va) を切継ぐ ㅈ (kva) ㅊ (kvi) …
 第六章：体文各字の下にㅁ (-ma) を切継ぐ ㅃ (kma) ㅄ (kmi) …
 第七章：体文各字の下にㅇ (-na) を切継ぐ ㄷ (kna) ㄹ (kni) …
 第八章～第十四章：それぞれ第一章～第七章の体文各字の上に* (r-) を切継ぐ ㄷ (rka) ㄹ (rkyā) …

第十五章：五種の鼻音 (ñ, ñ̄, ñ̄-, n-, m-) を発音の法則に従って、それぞれ対応する体文各字の上に切継ぐ ㄷ (ñka) ㄹ (ñca) …

第十六章：体文各字に別摩多 ㄷ (r) を切継ぐ ㄷ (kr) …

第十七章：体文三十三字を基本とし、各体文に一字乃至五字を合成して重字を作る。

第十八章：第一章～第十七章に属さないものを全ておさめる

- (注3) ローマ字転写には、インド学で一般的に使用されているものを用いる。
 (注4) 空点 (m) は閉鎖のない鼻音、湿繫点 (h) は音節末の氣息音のことをいい、ともに語頭には立たない音である。字としては存在せず、先行する字に点 (· /:) を加えて表される。
 ㄷ (ka) → ㄷ (kam) : 空点 / ㄷ (kah) : 湿繫点
 (注5) 用例は、梵字を用いずにローマ字転写によって表記する。梵字のときの文字の区切れ目は、ハイフンで表すことにする。
 ㅁ ㅅ → ma - tr
 (注6) 用例は、原文の返り点は省き句読点は私に付した。漢字は現行の字体に改めている。また、「ㄱ」などの合字は「して」などに読み変えている。以下同じ
 (注7) 『悉曇連声集』では、第十五章の連声について次のように説明する。

第十五章連声ト云者、大都他音属自ト同ナリ也。但シ以テ十五ノ章字ヲ用下モノ字ニ為ス異ト。

音訳の仕方としては、他音属自と同じようになされているが（(11b) 参照）、二丁目が十五章の字である場合を取り立てて「第十五章」としてたてたものである。

ma - ñka

莽 迦

- (注8) 馬淵 (1984c) によると、(1) のようなものを「連声」というのは、早くは尊の『悉曇輪略図抄』（承和2 (1346)）に見られるようである。ただし、この連声について馬淵氏は「かならずしも述語としての「連声」ではないかの様でもある (P143)」とも述べる。日本語（漢語を含む）の連声は、これ以降悉曇学に伝わることはない。また、馬淵 (1984c) によると、和歌や連歌の歌論書にも中世から「連声」がみえるようであるが、これは歌の句のつなぎ目の二字が同母音でつながるものをいい、子音を同じくするものを指す「相通」と対応する概念として用いられているようである。(1) のような語単位の「連声」が広く言われるようになるのは、やはり江戸時代以降になる。
 (注9) 「自音成他」を「自音讓他」とするのは、この他には『仮名遣近道』のみのようである。『仮名遣近道』では「自音讓陀」と表記しているが（「他」を「陀」とするのは、「他」の異体字である「佗」の誤写か）、これについて、馬淵和夫 (1984c: 149) では、「自音讓陀」という名称は、「自音成他」の訛形とおもわれる。」とし

ている。なお、富山市立図書館蔵本『十二通』では「自音成他」と記しているの
で、「自音讓他」についても考察の余地はあるが、本論では馬淵（1984c）に倣い、
「自音成他」と同じものとして扱う。

(注10) 注2参照

(注11) なお、富山市立図書館が画像データとして公開している山田文庫蔵本『悉曇十二
通切紙』（<http://www.library.toyama.toyama.jp/yamadadl/4768/index.htm>；文明15
（1483）写）には、「自音声他ハ同二体相統ニ他音属自ハ如一体不絶ノ」という一文
が加えられている。馬淵（1984b）によると、『悉曇十二通切紙』の諸本のうち最
も古いかたちをしているとみられるものは高野山大持明院蔵本であるが、ここ
には「自成・他音属自」とあるのみで東寺二種連声は一切現れないそうである。お
そらく山田文庫蔵本のこの一文は後世に付け足されたものと考えられる。

【参考文献】

- 辻直四郎（1974）『サンスクリット文法』岩波書店
馬淵和夫（1984a）「第一篇第五章第三節 信範」『日本韻学史の研究Ⅰ』臨川書店
馬淵和夫（1984b）「第一篇第五章第七節 中世より近世にわたる韻学の諸相」『日本韻学史
の研究Ⅰ』臨川書店
馬淵和夫（1984c）「第二篇第四章連声と音便」『日本韻学史の研究Ⅱ』臨川書店
馬淵和夫（1984d）「日本韻学書籍集録」『日本韻学史の研究Ⅲ』臨川書店
馬淵和夫（1991）「連声」『山岸徳平先生記念論文集 日本文学の視点と諸相』汲古書院
渡辺英明（1935）「悉曇梵語初學者の爲めに」『密教研究』57
蛭沼芽衣（2009）「『他音属自』連声と『一体不絶』連声」『日本語学会2009年度秋季大会予稿集』
蛭沼芽衣（2012）「九州大学文学部蔵『悉曇十二通切紙』解題と翻刻」『文献探究』50

【参考資料】

- 『仮名遣近道』：『国語学体系第九巻 仮名遣一』
『悉曇綱要抄』：東寺観智院金剛蔵蔵元弘2年（1332）写本（馬淵和夫『悉曇学書選集』第
五巻所収）
『悉曇私記』：永和四年（1378）写本（馬淵和夫『悉曇学書選集』第一巻所収）
『悉曇字記』：九大学文学部蔵寛文九年（1669）版本
『悉曇字記創学鈔』：東寺観智院蔵享保16年（1731）写本（馬淵和夫『悉曇学書選集』第五
巻所収）
『悉曇私抄』：東寺観智院金剛蔵蔵徳治二年（1307）写本（馬淵和夫『悉曇学書選集』第三
巻所収）
『悉曇十二通切紙』：九大学文学部蔵承応2年（1653）写本
『悉曇初心鈔』：九大学蔵天正十九年（1591）写本
『悉曇蔵』：九大学文学部蔵寛政元年（1789）版本
『悉曇連声集』：九大学文学部蔵寛文8年（1668）版本

付記：本稿は2011年度西日本国語国文学会（2011年9月17日、筑紫女学園大学）で発表し
たものに、加筆・修正したものである。発表に際し、ご教示いただきました先生方に
感謝申し上げます。

（ひるぬま めい・本学大学院博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC2）